

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

令和元年11月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 平成29年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 平成29年度末の時点で裁定請求を行っていない方は6,886件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、平成30年度末においては2,991件に減少した。
- さらに、令和元年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和元年8月19日現在では、2,774件に減少した。

①

	平成29年度末 件数	平成30年度中に 処理した件数	平成30年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和元年8月19日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	6,886件	3,895件	2,991件	(57%)	⇒	2,774件	(60%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

1 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

2 平成30年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成30年度中に受給権が発生した方は23,884件であった。
- このうち、同年度中に19,715件(83%)については裁定請求があり、同年度末では4,169件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和元年8月19日現在では、1,130件に減少した。

	平成30年度中の 受給権発生者数	平成30年度中に 処理した件数	平成30年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和元年8月19日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	23,884件	19,715件	4,169件	(83%)	⇒	1,130件	(95%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、平成30年度末で7,160件だったものが、令和元年8月19日現在では3,904件に減少した。

	平成30年度末未請求件数			令和元年8月19日 未請求件数
	①+②	(うち平成29年度末までの 受給権発生分)①	(うち平成30年度新規受給 権発生分)②	
件数	7,160件	2,991件	4,169件	3,904件

※ 令和元年8月19日時点の未請求件数3,904件のうち、転居先住所が不明となっている方は1,002件(25.7%)である。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成29年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成29年度末時点の状況	平成30年度末時点の状況		令和元年8月19日 時点の状況
未請求年金累計額 (平成29年度末ベース)	3,391 百万円	(2,623 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (平成30年度末ベース)	-	3,409 百万円		(3,205 百万円)

※ 上記表中、平成30年度末時点の未請求年金累計額(平成29年度末ベース)として括弧内に記載した2,623百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額3,391百万円から平成30年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和元年8月19日時点の未請求年金累計額(平成30年度末ベース)として括弧内に記載した3,205百万円は、平成30年度末時点での未請求年金累計額3,409百万円から平成31年4月1日～8月19日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成30年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成30年度末時点の状況			令和元年8月19日 時点の状況
未請求年金累計額	386 百万円		⇒	(162 百万円)

※ 上記表中、令和元年8月19日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した162百万円は、平成30年度末時点での未請求年金累計額386百万円から平成31年4月1日～8月19日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 平成29年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前かつ加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 平成29年度末の時点で裁定請求を行っていない方は3,707件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、平成30年度末においては2,127件に減少した。
- さらに、令和元年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、令和元年8月19日現在では、1,986件に減少した。

	①					
	平成29年度末 件数	平成30年度中に 処理した件数	平成30年度末 未請求件数	裁定済 の割合	令和元年8月19日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	3,707件	1,580件	2,127件	(43%)	1,986件	(46%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

2 平成30年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成30年度中に受給権が発生した方は10,565件であった。
- このうち、同年度中に8,649件(82%)については裁定請求があり、同年度末では1,916件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、令和元年8月19日現在では、928件に減少した。

	平成30年度中の 受給権発生者数	平成30年度中に 処理した件数	平成30年度末 未請求件数	裁定済 の割合		令和元年8月19日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	10,565件	8,649件	1,916件	(82%)	⇒	928件	(91%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、平成30年度末で4,043件だったものが、令和元年8月19日現在では2,914件に減少した。

	平成30年度末未請求件数			令和元年8月19日 未請求件数
	①+②	(うち平成29年度末までの 受給権発生分)①	(うち平成30年度新規受給 権発生分)②	
件数	4,043件	2,127件	1,916件	2,914件

※ 令和元年8月19日時点の未請求件数2,914件のうち、転居先住所が不明となっている方は1,301件(44.6%)である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成29年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成29年度末時点の状況	平成30年度末時点の状況		令和元年8月19日 時点の状況
未請求年金累計額 (平成29年度末ベース)	701 百万円	(550 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (平成30年度末ベース)	-	780 百万円		(729 百万円)

※ 上記表中、平成30年度末時点の未請求年金累計額(平成29年度末ベース)として括弧内に記載した550百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額701百万円から平成30年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、令和元年8月19日時点の未請求年金累計額(平成30年度末ベース)として括弧内に記載した729百万円は、平成30年度末時点での未請求年金累計額780百万円から平成31年4月1日～8月19日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成30年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

		平成30年度末時点の状況		令和元年8月19日 時点の状況
			⇒	(56 百万円)
未請求年金累計額		88 百万円		

※ 上記表中、令和元年8月19日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した56百万円は、平成30年度末時点での未請求年金累計額88百万円から平成31年4月1日～8月19日に支払いを完了した額を差し引いた額である。